月２回発行
2025年６月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2475号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

No. 2475

特集Ⅰ

〝動く安全教室〟で危険感受性養う

機械に巻き込まれる怖さ感じる

鹿島建設

特集Ⅱ

女性特有の健康課題へ対応

休みやすい職場風土を

＜事例＞トーカロ／高木建設

ニュース

自主性重視し災害減へ

中災防　快適職場で好事例示す

労働災害動画 配信しています！
↓コチラから
安全スタッフ電子版へログイン後→「各種サービス」
→「動画で学ぶ労働災害事例」からご覧いただけます

6月1日号
2025

社労士が教える 労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　宮城会
社会保険労務士事務所たすく
代表　中島　文之

第376回

長期の連続勤務でうつ病患い自殺

■ 災害のあらまし ■

某大手コンビニエンスストアのフランチャイズ加盟店Ｙでアルバイトとして働いていたＸは、やがて店長に昇進した。以後、本来の業務である商品の発注や陳列、アルバイトの勤怠管理の他、人手不足やアルバイトの欠勤によるシフトの穴埋めのために自らレジ打ちもするようになった。

１年数カ月以上にわたりほとんど休みがない状態が続いた結果、Ｘは重度のうつ病を発症し、自殺した。

■ 判断 ■

事業主である加盟店ＹのオーナーとＸとの間で労働契約が結ばれていたこと、Ｘがうつ病を発症する前の６カ月間に１日も休みがなかったと認定されたこと、業務以外で強い心理的負荷になるような出来事が認められなかったことなどから、Ｘの連続勤務と自殺の間に因果関係が認められ、**業務上**と判断された。

■ 解説 ■

一言で「長時間労働が原因の過労死」といっても、その死因が「業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患」なのか、「業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺」なのかで労災認定に至るまでの過程は異なる。本事例のように労働者が過重労働により精神障害を発病し、その後自殺したようなケースでは、精神障害が業務上と認められるとその後の自殺も原則労災認定される。

労働者が発病したうつ病などの精神障害は、厚生労働省が定める「心理的負荷による精神障害の認定基準」（以下、単に「認定基準」）に基づいて業務上外の判断が行

われる。それによると、精神障害が業務上の疾病として扱われるためには、「対象疾病を発病していること」「対象疾病の発病前おおむね６か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること」「業務以外の心理的負荷及び個体側要因により対象疾病を発病したとは認められないこと」といった３要件をすべて満たす必要がある

上記３要件のうち、業務による心理的負荷の強度の判断に当たっては、認定基準の別表１「業務による心理的負荷評価表」を指標として「弱」「中」「強」の三段階に区分され、「強」と判断されれば原則としてこの要件を満たすことになる。

評価表によると、労働者の連続勤務も業務における心理的負荷になり得る出来事の一つに分類されており、なかでも「1 か月以上にわたって連続勤務を行った」場合は心理的負荷の強度を「強」と判断する例として挙げられている。

本事例はまさにこれに該当するものであり、また業務以外での心理的負荷の存在や労働者自身の個体側要員による発病は認められなかったことから、Ｘのうつ病とその後の自殺は業務上の疾病として扱われることになった。

一方、労働者が長時間労働などにより脳梗塞などの脳血管疾患や心筋梗塞などの心疾患を発症した場合、労災認定に当たっては「血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準」が用いられる。この基準によると脳血管疾患として脳梗塞など４つの疾病が、虚血性心疾患などとして心筋梗塞など５つの疾病が対象に定められており、労災認定の際は労働者の疾患がこのいずれかに該当するか否かを確認することになる。

労働者が認定基準の対象となる疾病を発



症していると認められた場合、長期間（発症前おおむね６か月間）にわたり、または短期間（発症前おおむね１週間）において特に過重な業務に就労していたか、あるいは発症直前から前日までの間に異常な出来事に遭遇していたかが評価される。このような業務による明らかな過重負荷を受けたことによって労働者が脳血管疾患や心疾患を発症したと判断されれば、その疾患は業務上の疾病として扱われることになる。

また本事例のＸはいわゆる「雇われ店長」だったため労働者性に問題はなかったが、これがオーナーなど労働者性に疑義が生じるような立場の者だった場合には、そもそも労基法上の「労働者」に当たらないため最初から労災給付の対象にならないと判断されることもあり得る。

このように、どのような死因であったにせよ、長時間労働などによる死亡事故の労災認定に当たっては非常に複雑で専門的な調査が行われる。そのため、労災認定が下りるまでかなりの日数を要することとなる。本事例でもＸの遺族が管轄労基署に申請をしてから労災認定されるまで１年もかかっている。

www.srup21.or.jp